

平成二十七年十月二日受領  
答弁第四四九号

内閣衆質一八九第四四九号

平成二十七年十月二日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生太郎

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員本村賢太郎君提出安全保障関連法案における国民の理解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員本村賢太郎君提出安全保障関連法案における国民の理解に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、平成二十七年九月十九日に成立した我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十六号）及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）について、国民の理解が得られるよう、国会での審議等を通じ丁寧な説明に努めてきた。

二について

お尋ねについて、理由は様々であると考えるが、政府としては、引き続き、国民の理解が得られるよう努めてまいりたい。